

| | | | |
|---|---------------|----|-------|
| 京都大学 | 博士（文学） | 氏名 | 松井 直人 |
| 論文題目 | 中世後期京都支配体制の研究 | | |
| <p>（論文内容の要旨）</p> <p>本稿の課題は、中世後期における京都支配の体制を、当該期の在京武士（及び幕府下級職員）の存在形態を踏まえて考察し、その特質を明らかにすることにある。中世京都は、政治・経済の中枢として列島社会において枢要な位置を占め、時期毎の都市構造やその展開・変容過程に関して、戦前以来数多くの研究が蓄積されてきた。ただしその分析時期は院政～鎌倉期や戦国期に集中する傾向にあり、挟間の時期にあたる南北朝・室町期京都の総合的研究には深化がみられない状況にある。かかる状況の打開は、中世京都論のみならず京都を中心とする当該期列島社会の社会体制とその変容過程を解明する上でも不可欠な課題である。そこで本稿では、中世後期において少なからぬ人口を占めるとともに、室町幕府による京都支配の実現主体でもあった在京武士集団に注目し、京都社会における在京武士の存在形態に関する検討（第一部）を手がかりに、在京武士集団によって実現されていた中世後期における京都支配体制の特質に迫る（第二部）ことを課題とした。</p> <p>第一部第一章「南北朝・室町期京都における武士の居住形態」では、南北朝・室町期の在京武士の居所分布、及び展開過程を再検証するとともに、南北朝期～応仁・文明の乱までの武士の居住形態（寄宿形態、家屋所有のあり方）を、彼らを取り巻く武士・寺社・公家相互の社会関係に留意して考察した。分析の結果、14世紀末頃から、在京大名が居住した大規模邸宅や、将軍御所近辺に所在した彼らの別邸が順次形成されてゆくことが判明した。前者はおおよそ応仁・文明の乱頃まで継続的に使用され、周囲には被官の集住する空間構造がみられた。一方、後者には大名家出身の室町殿近習などが居住した。ただし、このような空間構造が出現すると同時に、寺社本所への寄宿など、臨時的形態によって居所を確保する武士も南北朝～室町期を通じて数多く存在したことも見逃せない。中世後期における武士の在京は、特定の寺社本所領の存立を優先的に保障する室町殿の姿勢を反映し、個々の家が大小の負担を伴うことを前提に成立していたといえる。</p> <p>第一部第二章「中世後期における武士の京都在住の構造」では、「武家地の形成を目的とした一大都市再開発」の事例と位置づけられてきた「土御門四丁町」などの室町幕府奉公衆の邸宅地（御所周辺武士邸宅地）の存立構造を再検証した。当該地の支配権をめぐる大徳寺如意庵と奉公衆千秋氏との間で発生した相論を分析した結果、本空間が寺社本所領の枠組みを維持しつつ武士の集住地を設定する意図のもとで設定されたものであり、武士の一円的な空間とはなっていなかったことが明らかとなっ</p> | | | |

た。なお、従来室町幕府の奉公衆は一般に洛中に邸宅地を給与される存在とみなされてきたが、分析の過程でかかる評価は再考を要することも判明した。応仁・文明の乱後には幕府から知行安堵を得る奉公衆が現れるが、寺社からの訴訟をうけて幕府が自らその安堵を覆す事例もみられる。幕府は武士の洛中地知行よりも寺社本所権益を優先する姿勢を戦国期まで一貫して有していた。そのため、奉公衆は室町殿周辺人物とのコネクションを利用するなどして主体的に邸宅地を確保・維持する必要があった。

第一部第三章「ある大内氏被官一族の都鄙活動と消長」では、戦国期において、京都社会との関係を色濃く有した武士の一族が地域権力とのかかわりのなかでいかなる社会的地位を築いたのかを、大内氏被官沼間氏の例をもって論じた。彼らは、15世紀末頃から台頭してきた新興被官層に属す一族で、大内義興の在京期（永正年間）には、大内氏と京都の寺社本所勢力との交渉で重用された。沼間氏の特徴は、転法輪三条家の被官という属性も同時に保有していた点にある。系図史料に拠ると、彼らは和泉国にルーツを有するとみられ、いずれかの段階で転法輪三条家被官となり、その属性を有したまま大内氏に被官化したと推測される。大名被官層が勢力を維持・拡大してゆく上で、京都社会とのコネクションが一定の有効性を発揮したことが窺われる。義隆期には大内氏権力内で当主を除いて最高位の位階を得るに至るが、大内義隆の滅亡と同時に姿を消すことになった。

第二部第一章「室町幕府侍所と京都」では、室町幕府のもとで検断・徴税などを担当した侍所に着目し、従来の研究では等閑視された、在京大名（侍所頭人一所司代）による侍所運営の実態解明を企図した。侍所頭人が発給した禁制や刑事訴訟の受理などの事例に着目すると、彼らは室町殿を頂点とする京都の支配体制を支えつつも、支配にかかわる権限の一部を独自に運用・行使していたことが判明する。室町期の侍所は、必ずしも室町殿の一元的な管制下で運営されていたとは評価しえない。一方、侍所の実務運営は、所司代によって主導された。所司代は京都とその周辺の寺社本所や住人と直接的な関係を構築し、自ら利殖活動を展開することもあった。大名家が京都社会に定着し、それとともに侍所運営が安定化してゆくなかで、侍所における所司代の権限は次第に浮上する傾向にあった。かかる動向は嘉吉の乱を契機に促進され、単独署判による書下の発給がみられるなど、侍所機能を所司代が専管する体制が次第に構築されていった。15世紀中葉に一揆鎮圧などで活躍した所司代多賀高忠・浦上則宗らの登場も、かかる動向の延長として捉えられる。彼らは室町殿（足利義政）と個別に強固なつながりを有したことで知られるが、ここからも窺われるように、室町殿も、基本的に頭人一所司代の体制による侍所運営を維持しようとした。室町幕府の京都支配は、本来的に在京大名の協力を前提とする形で成立していたといえる。

第二部第二章「京都住人としての室町幕府公人」では、室町幕府管轄下の諸機関に所属して様々な雑務を担った下級職員である室町幕府公人（政所公人、侍所雑色・小

舎人。商工業者など京都の有力住人が務めた)の存在形態を、京都社会における彼らの位置に注目しつつ検討した。公人とは、中世における寺社や幕府、国衙などに所属して多種多様な雑役に従事した下級職員の称である。室町期には、武家による京都・京郊の寺社領遵行や、神社祭礼の警固・運営などの面で、彼らが不可欠な存在とされていたことがわかる。当該期には、公・武・寺社勢力いずれもが、彼らの職務に依存する構造が存在していた。一方、応仁・文明の乱後には、幕府からの給物下行の低調化や、幕府からの賦課の増大が生じた。その結果、幕府公人の特権は必ずしも安定的なものではなくなってゆく。かかる状況をうけ、幕府公人は、商人的側面をより前景化させるとともに、イエを核とした集団的結束をより強化していった。ただしその現象は、元来雑多な所属を有する京都住人が、幕府公人の身分を自身の特権確保のための属性のひとつとして位置づけてゆく動向と平行に進行したものであり、彼らが幕府公人に所属を一元化させていったわけではなかった点は注意される。

終章「総括と展望」では、各章の内容をまとめた後、①中世後期の在京武士は、室町幕府の京都支配を具体的に実現してゆく上で不可欠な存在である一方、その幕府権力の保護下にある寺社本所からも規制を受ける存在でもあるという両義的側面を帯び続けたこと、②室町幕府を実質的な中核とする一定の社会的統合が果たされながらも、その社会秩序の安定を担う武士集団が不安定性・流動性を払拭しえなかった点が、重層性・多元性を孕む中世後期京都特有の支配体制を現出させていたこと、などを指摘した。中世後期の京都は、武家を取り込むことで社会秩序の維持を図ったが、結果として都市内部構造の複雑化を助長し、その支配体制を「内側から」次第に変容させることになったといえる。最後に今後の課題として、在京武士や京都支配体制などに関する本稿の成果をより精緻化すると同時に、それらの成果を、荘園制に代表される中世日本の社会体制全体の展開過程に位置づけてゆく必要性などを掲げた。

(論文審査の結果の要旨)

室町幕府が京都に置かれたことにより、新たに多くの武士が京都に居住し、京都の都市構造は大きく変化する。同時に、幕府による京都支配も深化し、在京武士が重要な役割を担うこととなる。本論文は、南北朝・室町期の京都における武士の居住形態と都市京都の支配体制について、関連史料を博捜し、着実な史料実証に基づき、新たな視点から解明しようとするものである。全体は2部5章からなり、序章と終章が配されている。序章では、中世後期の都市京都に関する研究史を総括し、課題を提示する。第1部では京都における在京武士の居住形態とその特徴を、第2部では室町幕府による京都の支配体制の実態を分析する。

南北朝・室町期の都市京都研究は他の時代に比して蓄積が薄く、未開拓な点が多い。論者は文書・記録を丁寧に読み込み、関連史料を抽出して、都市京都の実態を叙述していく。提示する具体例は示唆に富み、そこから構築される都市京都像は斬新なものである。例えば、在京武士の居住を検討した先行研究では、武士は洛中の支配権を掌握した室町幕府から宅地を給付され、その宅地は幕府により保護された点が強調されてきたが、かかる理解は誤りであると論証したことは研究史を大きく前進させるものである。

以下、章ごとに本論文の主張点とその意義について簡潔に述べる。

第1部第1章では、南北朝・室町期の在京武士の居住地を確定し、その変遷を丁寧に跡づける。在京した守護大名は大規模な邸宅を持つことになり、それが14世紀末から順次形成され、応仁・文明の乱頃まで継続的に利用されたことや、一方で、中下級の武士は有力武士や寺社が所有する借家に住んでいた事実などを示す。その上で、守護大名の邸宅においても、宅地を所有する公家・寺社との間で地子（地代）の納入をめぐる相論が発生しており、一円的な邸宅・宅地の支配が貫徹せず、幕府も公家・寺社の土地所有権を保護する姿勢を見せたことを指摘する。

この指摘を深めるのが第1部第2章である。先行研究で取り上げられてきた、將軍の側近たる奉公衆千秋氏と大徳寺真如庵との相論を再検討することを出発点として、幕府は武士ではなく、一貫して寺社本所の權益を保護したことを明らかにする。つまり、奉公衆は幕府から邸宅地を給与されたという通説を否定し、幕府が与えたのは邸宅の知行権であり、宅地の所有権は従来どおり寺社本所が有しており、武士は本所に対して地子を納めねばならなかったのである。既存の研究史を書きかえる重要な成果である。

第1部第3章は大内氏の被官たる沼田氏が同時に、公家の転法輪三条家の被官でもあったという事実を指摘し、それが大内氏にとって公家社会と良好な関係を構築するさいに、有効に機能したことを示す。本章は個別の事実解明だが、幕府関係者が寺社とも深い関係を有したことを指摘する第1部第1章・第2部第1章とも響き合い、京都における武士の活動実態を考える上で、重要な示唆を与えてくれる。

第2部第1章では、侍所による京都の支配体制について論じる。侍所の運営は在京

大名たる侍所頭人と所司代とが担当したが、実務は所司代に委ねられ、職務を遂行する過程で所司代は京都周辺の寺社や住民と私的な関係を構築し、独自の利殖活動も展開していた。こうして、侍所における所司代の地位は上昇していき、嘉吉の乱後は所司代が侍所を専管するようになったという。そして、15世紀中葉には多賀高忠・浦上則宗といった著名な所司代が現れ、さらには織豊期以降の京都所司代への権限継承を展望する。14世紀後半以降の侍所の実態に関しては基礎的研究が乏しく、本章は次章の侍所雑色・小舎人の考察とともに、新たな研究の段階の到来を示すものと評価できる。

室町幕府公人を検討するのが第2部第2章である。室町幕府公人とは、幕府の諸機関に属してその雑務を担った下級職員で、商工業者などの京都の有力住民が勤めた。彼らは幕府からの命令の伝達や寺社祭礼の警固など幕府の京都支配の末端を担う存在であり、幕府からは給物を与えられていた。しかし、応仁・文明の乱後は給物下行が滞ったため、彼らは幕府公人としての立場を利用しつつ、商業活動を積極的に展開していったことを明らかにする。先行研究では、幕府公人の歴史的変遷や彼らの京都における活動実態は解明されておらず、研究史を着実に前進させるものである。特に、幕府公人でもあり都市の商工業者でもある彼らの活動実態は、当該期の政治秩序や社会構造を考える上で、示唆に富むものといえる。

このように、本論文は多くの新たな論点を提示するが、その中でも最も注目すべきは次の2点である。室町幕府による京都支配が貫徹した訳ではなく、幕府は前代から土地の所有権を持つ寺社や公家の権益を保護していた点。そのため、在京武士は寺社や公家とも多様な関係を構築することになり、幕府の京都支配もその末端に商工業者などの有力住民を取り込むことで可能となった点である。

先行研究への批判を明確にした上で、着実な実証に基づく主張は説得力に富む。本論文が南北朝期・室町期の都市京都研究に対して、堅固な基盤を築いたことは確実で、長く参照されるべき論文となろう。しかし問題がないわけではない。本論文で解明された都市京都における実態が日本の中世社会全体のなかでいかなる位置づけにあるのか、特に諸国荘園の存在形態との比較検討が課題となる。より広い視野から都市京都を熟考することが求められているのである。ただ、こうした点は論者も十分に自覚しており、今後の努力によって一層豊穡な歴史像を構築することは間違いなからう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2019年2月14日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。